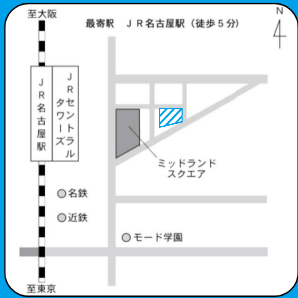


ろうどうそうだんまどぐち あんない
労働相談窓口のご案内

あいち労働総合支援フロア
労働相談コーナー

〒450-0002
名古屋市中村区名駅4-4-3 8
(愛知県産業労働センター1 7階)



尾張県民事務所 産業労働課
の労働相談窓口は、2024年4
月より、あいち労働総合支援フ
ロア労働相談コーナーに業務
を集約しました。
あいち労働総合支援フロア
労働相談コーナーをご利用く
ださい。

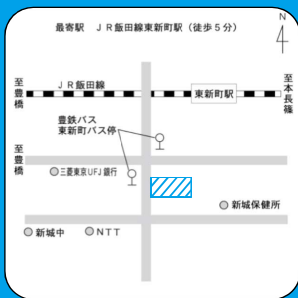
東三河総局 企画調整部
産業労働課

〒440-8515
豊橋市八町通5-4
(県東三河総合庁舎2階)



東三河総局 新城設楽振興事務所
山村振興課

〒441-1365
新城市字石名号20-1
(県新城設楽総合庁舎2階)



海部県民事務所 産業労働課

〒496-8531
津島市西柳原町1-1 4
(県海部総合庁舎1階)



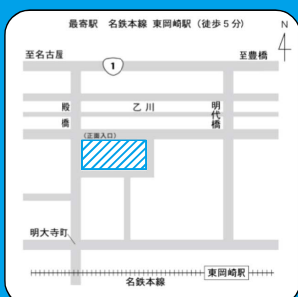
知多県民事務所 産業労働課

〒475-8501
半田市出口町1-3 6
(県知多総合庁舎1階)



西三河県民事務所 産業労働課

〒444-8551
岡崎市明大寺本町1-4
(県西三河総合庁舎2階)



豊田庁舎 豊田加茂産業労働・
山村振興グループ

〒471-8503 豊田市元城町4-4 5
(県豊田加茂総合庁舎2階)



知多総合庁舎では、庁舎老朽化に
伴う建替え工事を実施しています。
2027年3月まで駐車場を利用
することができません。
業庁の際は公共交通機関のご利用
をお願いします。



愛知県ファミリー・
フレンドリーマーク

ろうどうしゃ じぎょうぬし みなさま
労働者、事業主の皆様へ

そうだんむりょう ひみつげんしゅ
相談無料・秘密厳守

ろうどうそうだん あんない
労働相談のご案内



- 会社が、賃金・残業代を払ってくれない
- 上司からのパワハラ、セクハラで精神的にまいっている
- 毎日残業で、遅くまで働いている夫の体が心配
- パート・アルバイトには有給休暇はないと言われた
- 家族の介護のため、会社を辞めざるを得なくなった
- 会社から、突然解雇と言われた
- 会社を辞めたいけど、辞めさせてくれない
- 会社から、退職を迫られた・・・など

職場の困りごと、悩みごとなど労働に関するトラブルを
ご相談ください
県内7か所に「労働相談窓口」を設けています(次頁参照)



ろうどうそうだんまどぐち せんよう
労働相談窓口（専用ダイヤル） 面談での相談もお受けしています。予約は不要です。

あいち労働総合支援フロア 労働相談コーナー	052-589-1405
相談時間 月～金 9:30～18:00、土 10:00～17:00（日・祝日・年末年始は休みです）	
※終了時間の15分前までに電話または来所ください。	
○ 弁護士相談も実施しています〔事前予約制・オンライン相談可能です。〕	
東三河総局 企画調整部 産業労働課	0532-55-6010
新城設楽振興事務所 山村振興課	0536-23-6104
海部県民事務所 産業労働課	0567-24-6104
知多県民事務所 産業労働課	0569-22-4300
西三河県民事務所 産業労働課	0564-26-6100
同上 豊田庁舎	0565-32-6119
豊田加茂産 業労働・山村振興グループ	
相談時間 月～金 9:00～17:00（土・日・祝日・年末年始は休みです）	

ろうどうそうだん なが
労働相談の流れ

よくある労働相談はこちら→



ろうどうそうだんいん けんしやくいん
労働相談員（県職員）による相談

相談者の話を聞き、労働関係法令の説明や必要な情報提供を行うとともに、問題解決に向けたアドバイスをします。
 ※相手方への助言や指導は行いません。

べんごし による相談（事前予約制）

必要に応じ、より複雑な労働問題の解決に向け、法的なアドバイスをします。
 あいち労働総合支援フロアで面談又はオンラインで実施。
 ※相談は同一内容で1回のみ、1時間以内。弁護士に当該労働事件の裁判依頼はできません。

必要に応じ、最適な紛争解決機関などを案内します。

愛知県労働委員会	労働基準監督署	地方裁判所	愛知県弁護士会	その他の機関
愛知労働局総合労働相談コーナー	公共職業安定所	簡易裁判所	（法律相談センター）	

べんごし による労働相談（事前予約制）○オンラインでの相談も可能です

複雑で高度な法的知識や判断が必要な相談には、弁護士、大学教授などの特別相談員による専門的な労働相談を行っています。詳しくは、あいち労働総合支援フロア・労働相談コーナー052-589-1405へお問い合わせください。
 ※弁護士相談の前に、労働相談員が相談内容について確認させていただきます。（労働者と使用者の私的な関係における紛争など、労働関係に関しない事案は相談をお受けできません）

じゅんかいろうどうそうだん じぜんよやくせい
巡回労働相談（事前予約制）

つぎ ばしょでも県職員による労働相談を実施しています。事前に電話でご予約ください。

相談場所	所在地	予約電話番号	実施予定日
豊川ブリオ市民相談室	豊川市諏訪3-133	0533-95-0263	毎月第2水曜日
蒲郡市役所	蒲郡市旭町17-1	0533-66-1119	毎月第2水曜日
田原市役所	田原市田原町南番場30-1	0531-27-7331	毎月第2火曜日
設楽町商工会	設楽町田口字上原2-6	0536-62-0004	毎月第2水曜日
東栄町役場分庁舎	東栄町大字本郷字上煎畑25	0536-76-1812	毎月第2水曜日
豊根村役場	豊根村下黒川字 藤平2	0536-85-1316	毎月第4水曜日
一宮市役所	一宮市本町2-5-6	0586-28-9132	毎月第2金曜日
春日井市役所	春日井市鳥居松町5-44	0568-85-6620	毎月第1水曜日
大山市役所	大山市大字大山西字 東畑36	0568-44-0340	毎月第3水曜日
小牧市役所	小牧市堀の内3-1	0568-76-1134	毎月第1木曜日
稲沢市役所	稲沢市稲府町1	0587-32-1332	毎月第2木曜日
尾張旭市役所	尾張旭市東大道町原田2600-1	0561-76-8185	毎月第3木曜日
豊明市役所	豊明市新田町子持松1-1	0562-92-8332	毎月第1金曜日
あま市役所本庁舎	あま市七宝町沖之島深坪1	052-441-7118	毎月第2木曜日
東海市役所	東海市中央町1-1	052-603-2211	毎月第1木曜日
碧南市役所	碧南市松本町28	0566-95-9894	毎月第1火曜日
刈谷市役所	刈谷市東陽町1-1	0566-62-1058	毎月第1金曜日
安城市役所	安城市桜町18-23	0566-71-2235	毎月第2水曜日
西尾市役所	西尾市寄住町下田22	0563-65-2168	毎月第3火曜日
知立市役所	知立市広見3-1	0566-83-1111	毎月第3水曜日
高浜市役所	高浜市青木町4-1-2	0566-52-1111	毎月第2水曜日
豊浜ほっと館	幸田町大字六栗字西山2-169	0564-62-1111	毎月第4火曜日
みよし市就労支援センター	みよし市三好町湯ノ前4-5	0561-33-1860	毎月第2火曜日

※ 相談時間は原則午後1時から午後4時まで（祝日・年末年始は休み）です。

※ 都合により、相談日・時間を変更することがありますのでご注意ください。

こべつろうどうかんけいふんそう
個別労働関係紛争のあっせん

個々の労働者と事業主の間でトラブルが生じて、自主的な解決が困難になったときは、愛知県労働委員会のあっせん制度をご利用ください。

あっせんとは・・・

経験豊かな3名のあっせん員が当事者双方の言い分をお聞きして、合意点を探り、話し合いにより、比較的短期間で、実情にあった解決を図るよう、お手伝いをするもので、利用は無料です。

◇ 手続などの詳しいことは、愛知県労働委員会事務局審査調整課総務・調整グループ

（052-954-6833）へお問い合わせください。